

椋山女学園大学における学生の通称名使用の取扱いに 関する規準

令和3年9月21日制定
令和3年大規準第13号

(趣旨)

第1条 椋山女学園大学(大学院を含む。以下「本学」という。)における学生の旧姓及び通称名(以下「通称名」という。)使用の取扱いについては、この規準の定めるところによる。

(通称名を使用できる学生)

第2条 通称名を使用できる学生は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学生
- (2) 大学院生
- (3) 椋山女学園大学学則第47条から第66条の2まで及び椋山女学園大学大学院学則第29条に規定する科目等履修生、聴講生、研究生等

(通称名を使用できる場合)

第3条 通称名を使用できる場合は、次のいずれかとする。

- (1) 婚姻等により戸籍上の姓を変更した学生が旧姓を使用する場合
- (2) 外国籍である学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
- (3) その他、戸籍又は住民票上の氏名を使用することで不都合が生じる等特別な事情があり、学長が必要と認める場合

(通称名を使用できる文書等)

第4条 通称名使用ができる文書等は、次条に定める以外の文書等とする。

(通称名を使用できない文書等)

第5条 通称名使用ができない文書等は、次のとおりとする。

- (1) 法令等の定めにより、戸籍上の氏名を使用することとされているもの
- (2) その他、通称名使用を行うことが困難であると学長が判断するもの

(通称名使用の申請等)

第6条 通称名使用を希望する学生は、確認書類を添えて、所定の様式により学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請が第3条各号に該当すると判断した場合は、通称名使用を承認し、所定の様式により当該学生に通知する。

3 前項により通称名使用を承認された学生は、通称名のみを使用するものとし、前条に定める場合を除き、戸籍上の氏名と混用しないものとする。

(通称名使用の中止)

第7条 通称名を使用している学生が、使用を中止する場合は、所定の様式により学長に届け出なければならない。

(記録)

第8条 通称名使用申請の承認又は通称名使用中止の届出があった場合は、学生課又は日進キャンパス事務課はその内容を学籍簿等に記録する。

(卒業、修了、退学、除籍等後の取扱い)

第9条 卒業、修了、退学、除籍等(以下「卒業等」という。)時に通称名使用をしていた学生に係る文書等(第5条に定めるものを除く。)の申請及び交付については、当該学生が卒業等した後においても、通称名で行うものとする。

2 卒業等後に、通称名使用の申請及び通称名使用中止の届出をすることはできない。

(通称名使用に伴う証明書等)

第10条 通称名使用の学生(卒業等した者を含む。)から、本学において通称名を認められている、又は認められていたことの証明の依頼があった場合は、その旨を記載した文書を交付する。

(庶務)

第11条 この規準の実施に係る庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第12条 この規準に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

- 1 この規準は、令和3年9月21日から施行する。
- 2 この規準の施行の際、現に通称名使用が認められている者については、この規準により承認されたものとみなす。
- 3 この規準の施行前に通称名使用が認められ、卒業等時に通称名使用をしていた者に係る取扱いについては、この規準の規定を準用する。